

青森県報

号外第四十五号

令和八年
四月三日
(金曜日)

目次

選挙管理委員会

- 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙の期日及び選挙すべき議員数……………(事務局) ……一
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(同) ……一
- 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………(同) ……二
- 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………(同) ……二
- 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所……………(同) ……二
- 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………(同) ……二
- 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………(同) ……二

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項の規定により、青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙を次のとおり行うので、同条第一項の規定により告示する。

令和八年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

- 一 選挙期日 令和八年四月十二日
- 二 選挙すべき議員数 一人

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

令和八年四月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和八年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二〇、四二七人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二七、六六九人
- 三 県議会議員の次の選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

南津軽郡選挙区

六、一〇三人

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

令和八年四月十二日執行の青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和八年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

氏名	住所	氏名	住所
加福 孝二	南津軽郡藤崎町	三浦 孝司	南津軽郡藤崎町

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

令和八年四月十二日執行の青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和八年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

一 場所 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

藤崎町役場三階 大会議室

二 日時 令和八年四月十四日 午前十時三十分

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

令和八年四月十二日執行の青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

令和八年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

場所	所在地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目の一

ただし、令和八年四月三日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

場所	所在地
藤崎町役場三階大会議室	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

青森県選挙管理委員会告示第四十号

令和八年四月十二日執行の青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

令和八年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

制限額 五、四一九、六〇〇円

青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙選挙長告示第一号

令和八年四月十二日執行の青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙立

会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定め、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和八年四月三日

青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙選挙長 加 福 孝 二

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 令和八年四月九日 午後五時十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭